

## 二 全学協議会確認事項〔昭和三五年度―「新十二月原則」〕

〔一九六一（昭三六）・一・一六 全学協議会〕

昭和三十六年一月十六日

努力する。

昭和三十五年十月から十二月にかけて八回にわたる全学協議会において討議を行なつた結果、学校・組合・学生の三者は、次の諸事項について相互に了解したことを確認する。

一、私学の一般的危機がさらに深刻になりつつある現状の認識。

二、私学の一般的危機、したがつて立命館の危機を開拓するために、昭和三十二年十二月の全学協議会において確認された十二月原則の精神がその実現において学校の努力にもかかわらず、なお不十分な点があつたこと（即ち、やもすれば経営的立場が教学的立場に優先し、学内になおセクト主義的な考え方方が残存し、学園全体の長期的な適正規模の確立に立ちおくれるなど）を反省する。

三、教学と經營を統一した全学的立場および学内の民主主義を確立するため、理事会・大学協議会の運営を改善し、教務会議・部課長会議を活用する。

四、学園の運営について、長期的計画を全学的立場において恒常に企画立案する機関として、企画委員会を新設する。

五、学園振興に関する諸問題について、学校・組合・学生の三者が恒常に意の疏通を図る場として、学園振興懇談会を新設する。

六、二部は勤労学生の学園としての特徴を發揮するよう努力し、そのような二部固有の性格の上に立つて発展策を考える。したがつて二部廻しは漸減全廢（昭和三十七年度まで）の方針をとる。

七、理工学部は全学的視野のもとに教学と經營の統一的立場に立つてさうに科学技術の発展に即応する方向において拡充整備をはかる。

八、全学的立場および教学と經營の統一的立場からする学園発展の重要な一環として新学部の設置に努力する。

九、私学の一般的危機を打開する私学振興運動として、国庫負担実現のために

全学協議会の席上にて

学校代表

組合代表

学生代表